

8.4センチメートル

12センチメートル

写真ちょう付面

第 号

高圧ガス保安法第59条
の35の規定による

立 入 検 査 証

職 氏 名

生 年 月 日

年 月 日 発 行

有効期間

経済産業大臣

印

高圧ガス保安法抜すい

第59条の35 経済産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、協会に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に協会の事務所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第83条の3 第59条の35第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした協会の役員又は職員は、30万円以下の罰金に処する。